

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

不安全行動「総選挙」で順位付け
第1位「危険箇所立入」に要警戒

田尻高谷地区工事安全連絡会

特集Ⅱ

食料品製造業に自主点検

横浜南労基署が機械災害防止へ本腰

ニュース

面接指導の未実施は罰則

厚労省「高度プロ制」対象で安衛則改正

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2230

2015

3 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21
社会保険労務士永井事務所
東京会

所長 永井康幸

第190回

パソコン操作が原因で神経障害、不眠症に

■ 災害のあらまし ■

勤務先でパソコン操作などの業務に従事するXは、首・肩のこり、不眠、強い疲労感を感じ、医師の診断を受けたところ、神経障害、不眠症などと診断された。その後、半年ほどの休業を取り、職場復帰して時短勤務に変更したものの、次第に体調が悪化し、再び医師の診断を受けた。その結果、「頸肩腕（けいけいわん）症候群、両手根管（りょうしゅこんかん）症候群」と診断された。そこで、Xはパソコン操作などの業務に起因してそれらの障害に罹患したとして、労働者災害補償保険法に基づき療養補償給付たる療養の給付および休業補償の各請求をした。

■ 判断 ■

量的にも質的にも「過重な業務」であったということもできないとして、「上肢等に負担のかかる作業」に該当するということではできず、本件疾病の業務起因性は否定され、業務外と判断された。

■ 解説 ■

頸肩腕障害は、作業態様に関わる負荷が上肢系の筋骨格系組織に作用することにより生ずる機能的または器質的障害である。上肢などに過度の負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手および指に発生した運動器の障害を「上肢障害」という。上肢障害の診断名の代表例に頸肩腕症候群がある。頸肩腕障害などの上肢障害が労働災害と認定される要件として、①「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務」に「相当期間」従事した後に発症したものであること、②発症前に「過重な業務」に従事したこと、③過重な業務

への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められることが必要である。以上のいずれの要件も満たした時に、労働基準法施行規則別表第1の2第3号4または5に該当する疾病と取り扱われる。上肢の反復動作の多い作業、上肢を上げた状態で行う作業、頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業などをいう。「相当期間」とは、原則として6カ月以上を指す。「過重な業務」とは、上肢などに負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、原則として、同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3カ月程度にわたる場合や業務量が一定せず、例えば、業務量が1カ月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1カ月のうち10日程度認められるものなどをいう。

認定に当たっての留意事項としては、「頸肩腕症候群」は、出現する症状がさまざまに障害部位が特定できず、それに対応した診断名を下すことができない不定愁訴などを特徴とする疾病であるため、障害部位を特定できない「症候群」を否定するものではないこと。「過重な業務」の判断に当たっては、発症前の業務量に着目して、業務量の面から過重な業務とは直ちに判断できない場合でも、通常業務による負荷を超える一定の負荷が認められ、長時間連続作業、他律的かつ過度な作業ペース、過度の緊張、不適切な作業環境などが顕著に認められる場合は、それらの要因も総合して評価することとされている（「上肢作業に基づく疾病の業務場外の認定基準について」昭和50年2月5日基発第59号通達）。



Xについて、本件疾病が上肢などに負担のかかる作業を主とする業務に起因するものか否かが検討された。まず、Xの作業環境は、机に向かって左側に電話機があり、顧客からの問い合わせに対してはメモを取りながらパソコン操作をしたりするもので、必ずしも無理な姿勢での作業ではなかった。本件疾病の発症前に過重な業務に就労したという特段の事情はなく、作業内容は、パソコン打込み作業、書類の点検・修正、記帳、ファイリング、電話応対、ファクシミリ操作、来客対応などの一般的なものであった。Xの作業量に関しても、原告のパソコン作業時間数は、多い日でも1日当たり3時間程度にとどまっていた。

したがって、量的にも質的にも「過重な業務」であったとはいえないことから、「上肢等に負担のかかる作業」に該当しないとして、業務起因性は否定された。

先の通達では、パソコン作業などによる上肢障害として、ほかに手関節炎、書癭、腱鞘炎などが代表的疾病として示されている。事務専従者のパソコン業務などであっても、過度な負担により業務起因性が肯定され、業務上と認定される場合があることに留意すべきである。